



群馬県中小企業支援ネットワーク会議 第11回全体会議 資料

令和5年2月
前橋財務事務所

2022事務年度 金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～ 2022年8月公表

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

新型コロナウイルス感染症にくわえ、ロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融面から経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋げていく。金融機関による事業者支援の取組みを後押しするとともに、金融機関に対して経営基盤の強化を促していく。

- **資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援**を、金融機関に対して促す。このため、地域ごとに関係者が課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させるほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」やREVIC等のファンドの活用を促す。
- **事業者支援能力の向上**に向け、地域金融機関がノウハウを共有する取組みの後押しや業種別の着眼点の取りまとめ、経営人材のマッチングの促進などを行う。
- **経営者保証に依存しない融資慣行の確立や、事業全体に対する担保権の早期制度化**に取り組む。
- **金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保**に向け、ガバナンスの強化や、与信・有価証券運用・外貨流動性に関するリスク管理態勢の強化を促す。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**に向け、複雑な金融商品の取り扱いを含め、金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化**に向け、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援等の社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する。

- **国民の安定的な資産形成**のため、「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、NISAの抜本的拡充や国民の金融リテラシーの向上に取り組むとともに、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを促す。
- **スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給**を促すため、上場プロセスの見直し、私設取引システム（PTS）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む。
- **企業情報の開示**について、中長期的な企業価値の向上に向け、人的資本を含む非財務情報の充実や四半期開示の見直しに取り組む。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業と金融機関が対話をするためのガイダンスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握等を行う。特に気候変動については、トランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。
- **デジタル社会の実現**に向け、Web3.0やメタバース等の発展に向けた動きを金融面から推進すべく、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備を進める。
- **国際金融センターの発展**に向け、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組むほか、ニーズ・課題を幅広く把握し、きめ細かな情報発信を行う。

III. 金融行政をさらに進化させる

内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図り、データ等に基づく分析力を高めるとともに、国内外に対する政策発信力を強化する。

- **金融行政の組織力向上**のため、職員の専門性の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視し、誰もがいきいきと働く環境を整備するほか、財務局とのさらなる連携・協働を推進する。また、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進する。
- **国内外への政策発信力の強化**のため、国際的ネットワークの強化を図るとともに、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組む。



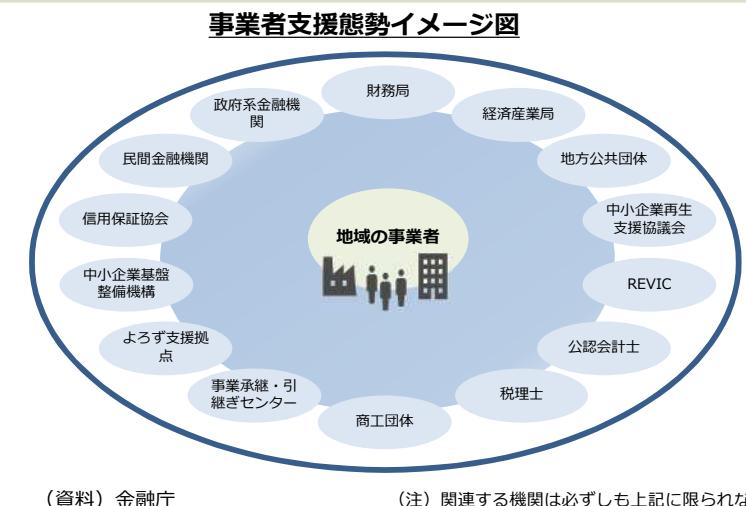
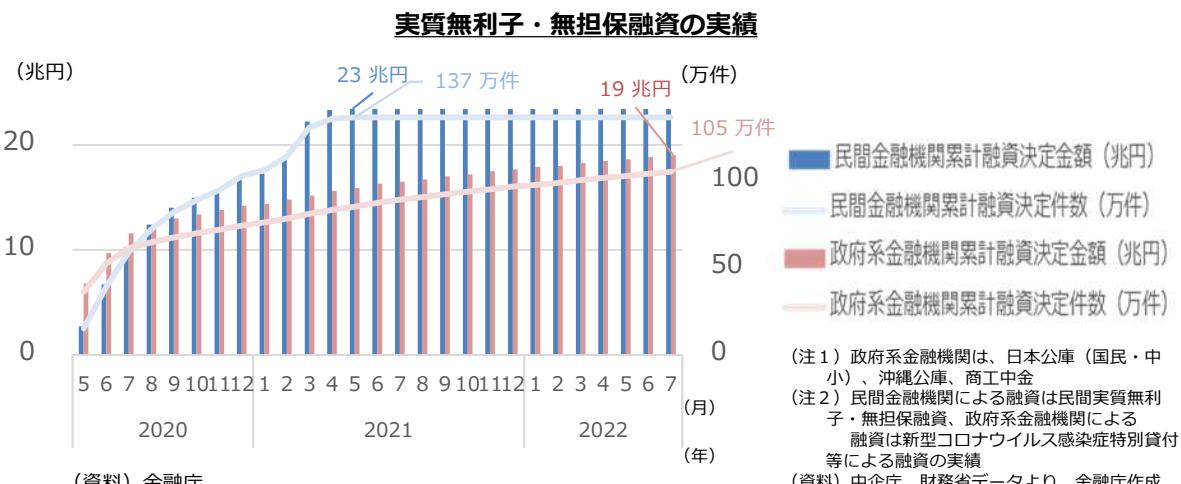
I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～社会経済情勢の変化に対応した事業者支援と地域経済の活性化①～

- 国内外の経済の先行きに対する不透明感が大きく高まるとともに、急速に構造的な環境変化が生じている中、変化に的確に対応し、我が国経済や国民生活の安定を金融面から支え、その後の成長へと繋げていくことが重要。
- 金融機関による事業者支援に万全を期すとともに、地域を含めた我が国経済の力強い回復とその後の持続的な成長を支える金融機関の取組みを後押ししていく。

【事業者支援の一層の推進】

- 金融機関による支援状況や事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、**事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促していく。**
 - 原材料価格の高騰等により資金繰りに支障をきたしている事業者への適切かつ迅速な**資金繰り支援**
 - 経済社会構造等の変化に適応していく必要がある事業者への**経営改善・事業転換支援**
 - コロナ禍で増大する債務に苦しむ事業者への**事業再生支援** 等
- 地域の関係者が一体的かつ包括的に事業者支援等の取組みを推進する観点から、地域ごとに関係者が課題や対応策を共有する「**事業者支援態勢構築プロジェクト**」を発展させる。
- 金融機関による事業再生支援等を促進するために、「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」や**地域経済活性化支援機構（REVIC）**等のファンドによる**資本性資金の供給と債権買取等**の活用などを促す。





I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～社会経済情勢の変化に対応した事業者支援と地域経済の活性化②～

【地域経済の活性化に向けた事業者支援能力の向上】

- ・ 地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押ししていく。
 - ✓ 地域金融機関の**事業者支援のノウハウを共有**する取組みの後押し
 - ✓ 経営改善支援に当たって、優先順位付けを行う際の**AI等の活用可能性に関する研究**
 - ✓ **業種別の着眼点**の作成に向けた検討
- ・ 地域金融機関による金融面以外の事業者支援を後押ししていく。
 - ✓ 経営人材のマッチングを促進するため、**REVICが整備する人材プラットフォーム**の機能の充実や規模の拡大を行うほか、地域金融機関による人材マッチングに係る相談対応や実態把握、周知広報等を**金融庁において行う「人財コンシェルジュ」事業**の実施。
 - ✓ **事業者のデジタル化支援**を促進するため、関係省庁と連携して各種補助事業を周知するほか、改正銀行法の活用に係る事前相談に対して迅速に対応していく。

【経営者保証に依存しない融資慣行の確立】

- ・ 関係省庁と連携して、金融機関が**個人保証を徴求しない創業融資を促進**し、スタートアップの資金調達を支援していく。
- ・ 創業融資のみならず、融資一般について、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立**に向け、あらゆる方策を講じていく。

【事業全体に対する担保権の早期制度化】

- ・ **事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現**に取り組むとともに、事業性に着目した融資実務の発展に向けた取組みを進めていく。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ



～（参考）「人材マッチングの仲介役」となる地域金融機関～

- 金融庁は、2018年3月、地域金融機関等において取引先企業に対する人材紹介業務が可能であることを明確化。
- 地域金融機関は、取引先企業の伴走支援の一環として、人材紹介の前提となる経営課題の把握から、人材を紹介した後のフォローアップまで、ワンストップで支援できる存在であり、政府も各種支援策を実施。
- 人材マッチングに取り組もうとする金融機関向けの特設サイト（人財コンシェルジュ）も設置。

特設サイトは
こちら⇒⇒



【地域金融機関の人材マッチングフロー】

1 経営課題の抽出・分析、提案

- ✓ 取引先の経営課題解決のため、人材紹介による支援を提案

2 ニーズの発掘・求人票作成

- ✓ 経営者等との対話を通じて、必要となる人材像を明確化し、**求人票を作成**

3 人材の選定・採用

- ✓ ふさわしい人材を選定し、**取引先企業へ紹介**。採用プロセスを経て成約

4 フォローアップ・継続支援

- ✓ 取引先企業に対する**継続的な**フォローや、入社した人材に対する**定着支援**

【令和4年度先導的人材マッチング事業採択結果】

【業態内訳】

第一地銀等	59
第二地銀	24
信用金庫	22
信用組合	1
計	106

【令和3年度実績】

成約件数	1,622
うち常勤雇用	683
うち常勤雇用以外	939

【北海道地方】
・北洋銀行(北海道)
・旭川信用金庫(北海道)

【中国地方】
・島取銀行
・山陰合同銀行(鳥取・島根)
・中国銀行(岡山)
・広島銀行
・三井銀行※
・トマト銀行(岡山)
・もみじ銀行※(広島)
・土島信用金庫(岡山)
・広島信用金庫
・吳信用金庫(広島)

【北陸地方】
・北陸銀行(富山)
・富山銀行
・北國銀行(石川)
・福井銀行※
・富山第一銀行
・福邦銀行※(福井)

【東海地方】
・豊岡銀行
・清水銀行(静岡)
・大垣共立銀行(岐阜)
・十六銀行(岐阜)
・三十三銀行(三重)
・百五銀行(二重)
・愛知銀行
・名古屋銀行
・浜松磐田信用金庫(静岡)
・岐阜信用金庫
・東濃信用金庫(岐阜)
・豊川信用金庫(愛知)
・豊田信用金庫(愛知)
・碧海信用金庫(愛知)
・西尾信用金庫(愛知)

【関東・甲信越地方】
・埼玉りそな銀行
・群馬銀行
・足利銀行(栃木)
・常陽銀行(茨城)
・筑波銀行(茨城)
・武蔵野銀行(埼玉)
・千葉銀行

・千葉興業銀行
・さくら銀行(東京)
・横浜銀行(神奈川)
・第四北越銀行(新潟)
・川崎中央銀行
・八十二銀行(長野)
・東和銀行(群馬)
・栃木銀行
・宗葉銀行(千葉)
・大光銀行(新潟)
・長野銀行
・桐生信用金庫(群馬)
・アイオーユニット金庫(群馬)
・しのめ信用金庫(群馬)
・龟有信用金庫(東京)
・西武信用金庫(東京)
・三条信用金庫(新潟)

【九州・沖縄地方】

・福岡銀行※
・佐賀銀行
・西日本シティ銀行※(福岡)
・北九州銀行※(福岡)
・十八親和銀行※(長崎)
・肥後銀行(熊本)
・大分銀行
・宮崎銀行
・鹿児島銀行
・琉球銀行(沖縄)
・福岡中央銀行
・長崎銀行※
・熊本銀行※
・西海みずき信用組合(長崎)

【近畿地方】

・大阪銀行(大阪)
・関西みらい銀行(大阪)
・池田泉州銀行(大阪)
・伊予銀行(愛媛)
・四国銀行(高知)
・徳島大正銀行
・阿波銀行(徳島)
・百十四銀行(香川)
・伊予銀行(愛媛)
・四国銀行(高知)
・徳島大正銀行
・香川銀行
・愛媛銀行
・高知銀行
・阿南信用金庫(徳島)
・北おおさか信用金庫
・尼崎信用金庫(兵庫)

(注) 内閣府作成資料を基に金融庁作成

経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス、の4分野に重点的に取り組む**「経営者保証改革プログラム」**を策定・実行していく。

1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%／保証上限額:3500万円／無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金のスタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- 監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、**経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立**に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

主な施策

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表する**よう**金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

主な施策

- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

3. 信用保証付融資～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～

- 経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法(保証料の上乗せ、流動資産担保)を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

(1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】
(※)無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人))
- ② **流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】
- ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の時限的創設**【24年4月～】
- ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】 等

(2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

- ① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】
- ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

- ① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】
- ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策(経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援)における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】
(※)年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度)
- ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】 等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**(100%保証の融資は100%保証で借換え)」(**コロナ借換保証**)を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者(債務償還年数が13年以上)であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。